# I 計画策定にあたって

### 〇計画の趣旨

DVは犯罪をも含む重大な人権侵害であるため、 社会的な問題としてとらえ、地域が一丸となってDV の防止、被害者の保護・支援等に取り組むことが必要。平成31年3月をもって現行(第3次)計画の計画 期間が終了するため、今回計画改定を行う。

### 〇計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計 画

### 〇計画期間

平成31年4月から平成36年3月まで

### Ⅱ これまでの取組みと課題

#### 1 DV防止法の施行・改正

DV防止法は、平成14年4月に施行され、その後、 平成16年12月、平成20年1月に改正。直近では、 平成26年1月施行の改正で、生活の本拠を共にす る交際相手からの暴力及びその被害者についても法 の適用対象とされた。

### 2 熊本県における取組み

- ・平成14年、熊本県女性相談センターをDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターと位置づける。
- ·平成17年12月県DV基本計画の策定
- ·平成20年12月県DV基本計画(第2次)の策定
- ·平成26年 3月県DV基本計画(第3次)の策定

## 3 課題

(1)本県における新たな課題

熊本地震による喪失感や負担感等が大きなストレスとなり、DV被害の増加や深刻化が生じないよう、十分な啓発や確実な支援体制の整備が必要。

- (2)これまでの取組みに加えて拡充していくべき事項
- ①より若年層からの未然防止教育の実施
- ②被害者を地域で支える体制の強化
- ③子どもの安全安心な成長のための支援強化
- ④多様な被害者の立場に立った適切な支援

Ⅲ 基本理念・施策体系

Ⅳ 施策展開

基本理念

DVを許さない社会と、地域で被害者を支える社会の実現

<u>☆重点施策</u>

施策体系

具体的施策

- 暴力を許さない社会の実現に向けた啓発と教育の推進
- (1)未然防止教育☆
- (2)暴力根絶に向けた啓発・教育
- (3)相談窓口の周知☆
- 2 誰もが安心して相談できる体制づくり
- (1)早期発見のための取組み
- (2)相談体制の充実
- 3 被害者の安全・安心を実現する保護体制の 強化
- (1)安全・安心の確保
- (2)<u>多様な被害者に配慮した相談対応・保護</u> 等☆
- (3)保護命令制度に対する適切な対応
- 4 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた 支援の拡充
- (1)生活基盤の安定に向けた支援
- (2)子<u>どもの心理的ケアや安全・安心な成長に</u> 向けた支援☆
- (3)各種制度の円滑な利用に向けた支援
- (4) 地域で被害者を支える体制の強化☆
- 5 関係機関・団体等との連携による支援の充実
- (1)関係機関・団体等との連携強化☆
- (2)加害者への対応に関する取組み

- ·被害者も加害者も生まない啓発・教育のため、学校教育期間中の未然防止教育を実施・強化
- ◆ ·様々な機会でのDVの根絶に向けた教育·啓発 等
  - ・地域での啓発効果の向上に役立つ予防啓発コンテンツの充実
- ・研修等を通じた職務関係者・相談員のスキルアップ
  - ・市町村等身近な窓口での相談体制の充実
- ・緊急時における安全確保
  - 民間シェルターとの連携
  - ・多様な被害者に配慮した対応
  - ・保護命令制度の円滑かつ安全な利用への援助
  - ・関係機関の連携による公営住宅への入居支援、就労 支援、子育て支援、心理的支援
  - ・関係機関の連携による子どもの心のケアの実施及び安 ・全・安心な保育や学習機会の確保
  - ・研修等による関係機関の各種制度に対する理解促進
  - ・地域で被害者を見守り、被害の深刻化の防止や未然 防止を図る支援体制の充実 等
- ・支援関係者の連携強化による支援の円滑化
  - ・加害者更生プログラムを実施する民間団体との連携等

# J 計画の推進にあたって

- 〇県・市町村等の関係機関、民間支援団体で連携を図り、施策を実施。
- 〇計画に掲げる施策の取組状況について、庁内関係各課による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努める。